

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄の航空権益第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43485

46
4.
3.
(?)
① 石城会津の結果の方針、
福井会津の結果の方針、

アーチの石の会議の境界の方針

②稿・寺井会談

17

極秘
無期限
部の内
号

アメリカ局長
参事官
② 番約課長
① 國際協定課長
③ 國際経済課長
中野調査官

沖縄返還協定交渉へ戻り連絡
沖縄の米航空権益の取扱いについて

46.4.3.
アメリカ局北米オ一課(四中)

本件米航空権益の取扱いへ戻り、別紙1を以下
のラインにより、運輸省との打合せを行なうことと
決く。またその結果に基づき米交渉を進めることと
いたし川。(注)、運輸省との協議により若干の変更あり川。

追って詳細は今後の交渉により検討されよべきと。
米側に最終的に示すべき原則の総合意見を審議案の
形にて別添り作成の上記へ。

GA-5

17

極秘
無期限
部の内
号

別紙

沖縄における米航空権益の取扱いについて
（46.4.3.）

1 沖縄における返還後の米航空権益の取扱いについて
は、

(1) 米側より、返還に際し米航空権益の利益
を害さざるよう措置されよこと。特に現在沖縄
へ航空業務を提供している4社（注：NWA, FTL,
TWA 及びコンチネンタル航空）が轉定期間10年以内
で、カボタージュにて繼續してその業務を
行なえるよう要求し、米議会が承認出来ると
な実質的合意を図り、適当な文書 (Agreed
Minutes of the meeting) の形で取扱ひたいと/or し。

GA-6

(2) 他方、わが方としては、出来ならば 航空協定

交渉により、協定上の権益の交換の形をとり
内題の解決を図ろうと努力して来たが、米側

が本件は返還協定交渉の一環として扱い
度いとして之に応ぜず、このため同返還協定

交渉の場での話し合ひは歩み移されてゐる
が、こゝにおいて、わが方は、(1) カボタージュは

認められず、(2) 軽走期約についても必要最小
限度に止められすべきであり、(3) TWA の

コンチネンタル航空の復帰機の東京(大阪)乗り入れ
は認め難いとの方針を先方に伝えてゐる。

(3月25日、吉野・スナイダー会談)。

なお、その際、米側より、暫定措置に対する日本

側から代償要求を行なめないよう要望があった。

2
⑧
2. 今後の内題実現に向け方針

(1) 返還協定交渉と大詰めを迎えるに至り、
当面する内題実現

(1) カボタージュを認めないと、暫定措置の
期間を3ヶ月とする。

(2) 暫定期間の裏でとの底線にて、(ア) 代償的権益を認めることとするか否か。

(ア) 暫定措置をどの様な形で取扱めるか。
の3点にしはらると考へると、3. 返還協定

署名とのタイミングとなり、先が課長レベル以上で
運輸省(航空局)と打合せ、それが基づき、米

交渉を進めることなるべしとする。

(2) 対運輸省との了解事項

最近の返還交渉の進捗状況と手筋。

4
航空交渉との対応に医療船などとはかえてむけた問題

の解決を難しくし、かつ暫定措置の実効性を失う
進入と併せて全般との対応でより長期の措置を
要求する不利な見通しであることを説明し、
今後の米返還交渉を進める上へ次の3点
につき、あらかじめ了解を得ておくことをす。

(1) カボタージュについて認めない方針で頑張
ることとする。(最大の内閣題)

(2) カボタージュなしの暫定期間の場合は、必要
最小限の期間で止めるから最大の努力を払
うと、返還後、2~3年内で合意することは
難しかる状況となつてあり、交渉の推移が何
で何と5年以内程度まで認めねばならぬことと
つき、運輸省の立場を固めておいたところとする。

方針
外務省
GA-6

5
〔たゞ、實際長期(5年)に亘る場合には、代償の
権益を要求する姿勢を示すことによって期間が延縮
を図る努力を加えさせ、代償は期待し得ないと
必要に応じ、
〔つづいて了解を得ておいたところ。〕

(1) 取組みの形式については、実質安堵(安打)は
米交渉により検討すべきと、一応①暫定措置
の放客に係り日本政府から米政府への
(案)郵便
書簡形式により原則の合意を図り、②その際
必要に応じ航空専用船を支えた外交交渉の場
において、合意の放客と航空協定の附表および
必要な場合には、附表の付属文書の公約の基
に依り具体化させるとともに、これを沖縄返還の日
と同日付の外交上の公文の文機により発効させ
ることを考慮する。

外務省
GA-6

(3) 船舶交換方針

6

(1) 上記(2)の連絡事項の了解が得られた次第、 次より暫定措置による交換を行なうこととする。 (ライン)
(a) カボヤージュは認めない。(往來の方針の確認)
(b) 暫定期間については、出来よ限り短其期間。
18/12/2 21/12/2年半、から提案し、下記(d)の 内題へも言及しつつ西側に、 最も 最も限の 期間に止める努力する。
たゞシ先方の出方如何により最大限5年
にて合意を廻ると止むを得なり。
(c) 暫定措置の内容は、現行航路協定
路線との運営及びカボヤージュを除き、現状 通りの路線形態の下で、双方の既往運航
と認めの用意である。

GA-6

外務省

1

はる。3の段の内題へつりは、航路協定

に基づき協議する用意があることを適宜言及
す。

(d) 合理的は暫定期間中の収益へつりは、
現状凍結といふ性格と、航路協定人の利益
としては算定しない旨を示すことは差支えなど。
暫定期間を短いべく交渉技術者一人、坂本
義助

長期的の暫定措置を要求する場合は
計算に入れる賃料の権利を認めさせら
れぬことと適宜協議することとする。

次、運航便数へつりと一隻日(3列)は
は、逐艦協定署名日)現在の便数以上は
認めない考え方であることが、暫定期間を縮め
上有利なシビリティを主張することとする(注)。

GA-6

外務省

P

1959年の合意議事録の摘要とその場合は、事実	
上場便は自由化され。()	
(1) 米支店は、先づ謀劃レベルで予備的交渉を行ひ、順次上のレベルの交渉を上げ、最終的には大臣レベルで斡旋措置の原則的合意を図ることとする。	
(2) 取締めの形式について、実質事項の(1)がつき次第具体的に検討するべきとし記す。(2)(1)の形式を悉えており、最終的には航空協定附表の修正(及びの廃止文書を含む)の形を悉えて旨言及し、先方の意向を適宜打ち替へりとする。	

GA-6

生まう修了
事務局主事
事務局主事

1. 要請取扱いの方法、とくに附表修正の実施公文に付する方法等他の書類の形態を検討する。
2. 下記の事由、最終合意事項

原稿と解説と整理され、性格が不明瞭な点を検討する。
(沖縄返還後の米航空権益の取扱いに関する日本政府の表明案)
(46. 4. 3.)
書面によって答えることとする。
日本政府は、沖縄の施政権返還を実施し、沖縄に本拠を米航空企業(複数)の取扱いの問題について次のとおりの措置をとる用意があることを通報します。
1. 現在沖縄で航空業権を提供している米国の航空企業については、那覇と大邱/東京間のカボルージュを除き、沖縄返還の日より---年---月---日まで)繼續してその業務を行うことを認める。

外務省

事務局主事

2. 人記1の期初後の業務について、日本政府

航空運送協定に基づき協議する用意がある。

昭和46年 月 日

(差出人)

(受取人)

GA-6

外務省

極限期
内局

御参考

(本件をは書簡にて合意する上に且、本件の検討
されるべきものであるが、対運輸者、開港で一案として示したのである。)

附表



参考用

(A) 日本国政府によつて指定された一又は二以上の航空企業は、
この(A)に定める各航空路線において、両方向に航空業務を運営
し、及びこの(A)に定めるアメリカ合衆国内の地点に定期の着陸
を行なう権利を与えられる。

(1) 日本国からホノルル、サン・フランシスコへ、並びに
ニューヨーク及びニニー・ヨーク以遠ヨーロッパ(連
合王国を含む)へ、並びに以遠(注1)

(2) 日本国からホノルル及びロス・アンゼルスへ、並びに以遠
南米へ(注2)

(3) 日本国から沖縄へ、日本以遠(注3)

(4) 日本国からアンカレッジを経てニニー・ヨークへ

(3) 日本国からサイパン島を経てグアム島へ

(B) アメリカ合衆国政府によつて指定された一又は二以上の航空
企業は、この(B)に定める各航空路線において、両方向に航空
業務を運営し、及びこの(B)に定める日本国内の地点に定期の着
陸を行なう権利を与えられる。

(1) 合衆国から北太平洋を経て東京、大阪及び那覇へ並びに以遠(注3)

(2) 合衆国から中部太平洋を経て東京、大阪及び那覇へ並びに以遠(注3)

(3) 特定路線上の地点は、別段の定めがある場合を除くほか、い
ずれかの又はすべての飛行にあたつて、指定航空企業の選択に
より省略すること上ができる。

(注) 現行路線(3)「沖縄
から大阪及び東京へ
(注3)」は削除する。

(注) (3) サンフランシスコ、ロスアンゼルスまたはホノルルから、グアム島、サイパン島を
(注) 特定路線上の地点は、別段の定めがある場合を除くほか、い
ずれかの又はすべての飛行にあたつて、指定航空企業の選択に
より省略すること上ができる。

注1

日本国から東に向かつて運航される飛行でニヨー・ヨークに定期の着陸を行なうもの及び日本国に向かつて西へ運航される飛行でニュー・ヨークから定期の離陸を行なうものは、サン・フランシスコに定期の着陸を行なわなければならぬ。

注2 これらの路線上の合衆国の地点において、合衆国以遠の地点を目的地又は出発地とする旅客、貨物及び郵便物のストップ。オーヴィア又は積込み若しくは積卸しを行なうことはできない。

注3

これらの路線上の那霸の地契における運輸上の権利は、合衆国指定航空企業であるノース・エスト航空及びフライング・タイガーエアウェイズに付してのみ

年 月 日より 年月日限り

(注)米側が具体的な企業名を附表に明記するこを不適

当とする場合、各社の別途の書面での部分を「2社」と置き、別途の書面での2社名を限定せしめることとする。

許さざる。この期間が経過した時は、那霸の地契は、この附表より削除される。

この路線における国際航空業務は、合衆国政府によって指定されるトランスワールド航空(以下略)

およびコンチネンタル航空に対するのみ

年

月 日より 年月日まで許可される。

ただし、コンチネンタル航空については、(クアム島を起点とし)那霸を目的地とする区间に限られる。

この期間が経過した時は、この路線(3)はこの附表より削除される。

注4

この路線における国際航空業務は、合衆国政府によって指定されるトランスワールド航空(以下略)

およびコンチネンタル航空に対するのみ

年

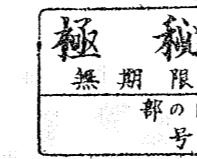
月 日より 年月日まで許可される。

ただし、コンチネンタル航空については、(クアム島を起点とし)那霸を目的地とする区间に限られる。

この期間が経過した時は、この路線(3)はこの附表より削除される。

起点とし)那霸を目的地とする区间に限られる。

この期間が経過した時は、この路線(3)はこの附表より削除される。



①

主要経緯、主張点の概要

1. (1) 米側の当初の要求 (昭和 7. 24 オーテン・ポイント)
の要点は、(1) 初期米側路線 1 路線と日本国
運輸上の
内陸地図として追加江戸崎川、(2) 初期米側路線
のカボヤージュを暫定的と 10 年間認めて貰い。

(2) 上記(1)、(2)の権益に対する (通常の場合
ならば代償を認められべきと) 10 年間は日本国より
新権益を求める形で代償を要求し得るが
以上、との 3 点である。

(2) これに付し、わが方より 45. 9. 29 オーテン・ポイント
として、米側の主張する「沖縄通航は米国際バス
支上の損失を免れすべきでなく、また沖縄バスにて業
務を行なつては米国企業の利益を害すべきでない」
との立場が、航空企業の利益の取扱いについて当然

GA-6

外務省



②

適用されべきであるとの立場はとらぬが、日米双方
K として満足のゆく取扱いをするため討議の用意は
ある旨述べ。(1) 米側の米の要求 (財政の修正)
は、これが恒久的なものであり、現行航空協定の内國
路線権のバランスに重大な影響が△米航空企業の
(4社)の沖縄への继续運航店題に対する要当な
考慮をおう用意はあらかじめ、上記バランスとの差に連なる
K と同様の解決をねらうことの困難である。(2) 同
が立場のカボヤージュは、かつては認め難い。(3) 同が 3
点の収益格差の問題は、米側の収益論 (路線価格の
算定方式) との相違なのであり、近く行なわれる航路交渉
において詰合せ必要がある。との見解を示し、出来をPBR
航路交渉の場で、総合的解決を図る姿勢を示した。
なお、3月際の大原京・スティーブ会談において、両者の主張

GA-6

外務省

(3)

は平行線を辿つたが「ス」は米側の訓令には種々の
分野で大巨頭或は經濟の強力性がある旨述べてゐる。

2. 45.10.23. 大河原アリカ参事官は、ワシントン出張の際
エドー所長部長(国務省)と会談、参事官より返還交渉
及び航空機保有問題の回答から同時にアプローチすべきである
との、意見交換を行つた。

3. 45.12.14~28. のクジンにおける航支交渉におけると
上記のラインの交渉が行なわれたが、進捗はゆるやか。
終焉 東京において政治的側面より交渉を行なうこと

4. 46.1.13. 大河原、スティーラー会談(東京、本局)における
返還に双方の立場を述べたが、この会談によると
(1)「ス」は (1) カボタージュ完全(運送からしないとならぬと米側)
(2) 動きがとんでもなく早めとされねばならぬ。(2) 日本国の現状

GA-6

外務省

(4)

カボタージュは不可能と/or、ジエラード Government
Cabotage は認められぬ。(参考書のカボタージュは法律上
公川旨規定す)。 (1) その他の暫定期約公認の338.
と復次。

(2) ヒルナン大河原参事官より(1)カボタージュは認められ
述べ。 (2) 暫定期約と云ふ者の方自体が差し向ける
終焉。 (3) 1945年秋より10年ヒルナン期約は古里題へ改め
(スより4年で改められた後の復次)一般論として
7年の期約を参考だとせば、古里題外である。

(3) 要は カボタージュは認められぬ。 1945年1月詔令
改められと云ふべきに過ぎぬと強調し、「暫定期約」
古里題合意とし、ゲット出来ないと思へた。

5. 46.1.30. アリカ参事官・連絡官(船主)の会談にて
大河原参事官より、上記4.の最近の経過を説明の際、

GA-6

外務省

(1) 販売期初の荷物は 2333 件で、販売が止まっている。
 とくに 2 年以上と 2 年未満のは難易度と感じである。

(2) 米国への問題提起方法は慎重を要する。

① カボチャの場合は、販売期初 2 年で直面する。
 先づおこなうべきは 3 年目。

② 販売のカボチャが何とい認められるか、販売期初
 は 2 年目。

で、取扱いはしない。

(3) 運輸者において、販売期初 2 年と 3 年とで、路線
 支拂の差違でその差が大きいのか、何にて見解を求める。
 (2) これに付し、運輸者は (1) カボチャは 7 の種類、期初
 は割引を付けて販売すべきだと主張。(2) 販売期
 初は 2 年目とすべきであるが、若干の販売は 2 年目検討。

余地があると考へて旨回答を終じた。(46.2.1.)

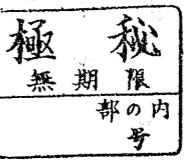
GA-6

外務省

6. 46. 2. 26. 吉野アリ加工販・スナイダー会談 (要旨抜録参考)

（略）

外務省



参事官
北米方一課長
Vb Vb

アメリカ局長
参事官
北米方一課長

委員長
国際協定課長
国際経済課長
中野調査官

沖縄返還協定交渉 K 庁連する沖縄 K における
米航空権益の取扱い K について (西成会議)

46. 4. 3.

アメリカ局北米方一課 (西成)

本3日(土) 10:25 より約30分、アメリカ局裏室 K にて
本件 K 庁連する西成会議主席 K 催し、今後の文機運輸
者了解取扱い題、並米交渉方針、及ぶ今後の日程
(概要) K につき検討した結果、次の主要結論は概ね
下記のとおり。
左端のものと前書き
なホ本件会議の冒頭、子葉北米方一課裏より主題
K 庁連する方針 K 庁連する方針
GA-5

午後(田中氏説)

本会議の出席者は次の人々。

吉野アリ川島委員、橋参考事官

子葉北米担当課長、佐藤、法眼、田中各事務官

記

1. 对米运输省了解取材の方題

(1) 総統の会見のラインで差支えないが。(頭へ5頁)

対米交渉方針をカボタージュなしで
実行上、フレキシビリティをもつため。

暫定期間5年までの了解をとりつけておくこととする。

但し、米側にはまずはきめ細かい態度で臨むこととする。

(2) カボタージュを認めないと対米説明人を望み

く。対米交渉方長は毎日カボタージュをやめさせ

めに(アリ)としての民運線となり、このやがての方針

を質問するため暫定期間が2ヶ月(5年程度)

となつてと止むを得ない情勢であることを充分了解

しておいてもらいます。

(3) 対米、航空局題を天下に披らと沖縄返還

協定が発効し得なくなる場合(米側議会公
承認しない場合)も起りうることをほくわく

おこさうことにします。

2. 对米交渉方針

(1) 極めて会見のラインで差支えない(6~8頁)。

(2) 米側との交渉は、課長レベル(米側はランゲ

参考事官、シニシッソ法務担当官)で予備的詰合
りを行なうこととする。その意味は、低レベル

で先ずきめ細かい条件を詰じ合えば、あとで上部
レベルで或る点(緩和)がやりやすくなることだ。

因此説明人、米側に対するきめ細かい方針

上記を締めないととの説明が行なえることである。
 なお、右題の集会がヨーロッパ順次人のレベル
 へ上げてゆくこととする。
 (3) 被米交渉へ当っては、航空担当のメンバーと
 合めて歩合を行なうこととする。追し、その前
 非公式会談を米側と行なう必要がある。
 (4) 取扱いの形式は、書面又は合意
 議事録等が参考となる。具体的に附表修
 正(及ぶ内閣連文書を含む)の形をとる。
 おもは、その修正案を添付すること並せて
 検討しておく必要がある。
 3. 今後の日程表
 今後の対外、被米外日程としては、一巡次の予定
 で詰めを行なうこととする。

GA-6

外務省

5
 (1) 4月5日(月)よりの週の前半は、被米、運輸省、
 宮内省との詰めを行なう。また必要に応じ
 古野アメル高・林村航司高会談を考慮する。
 (2) 同週の後半は、米側との交渉に入ること
 す。
 (3) 4月14~15日頃、米側との合意を固めると
 目標とする。
 追し、米側の請願に要する期間(8日)週
 7日(火)迄で着手されるとより。
 4. その他
 (1) 3月15日(水)
 運輸省(被米)の歩合問題の実験化及び、同月
 奈井春義室長 4月5日~10日までオマール交渉の
 ため海外出張する趣意(?)。本3月11~15日
 楠修吉(法医学研究所所長)は奈井春義室長訪

GA-6

外務省

6

の上、上記ノ件は該議論を終了すること

JP.

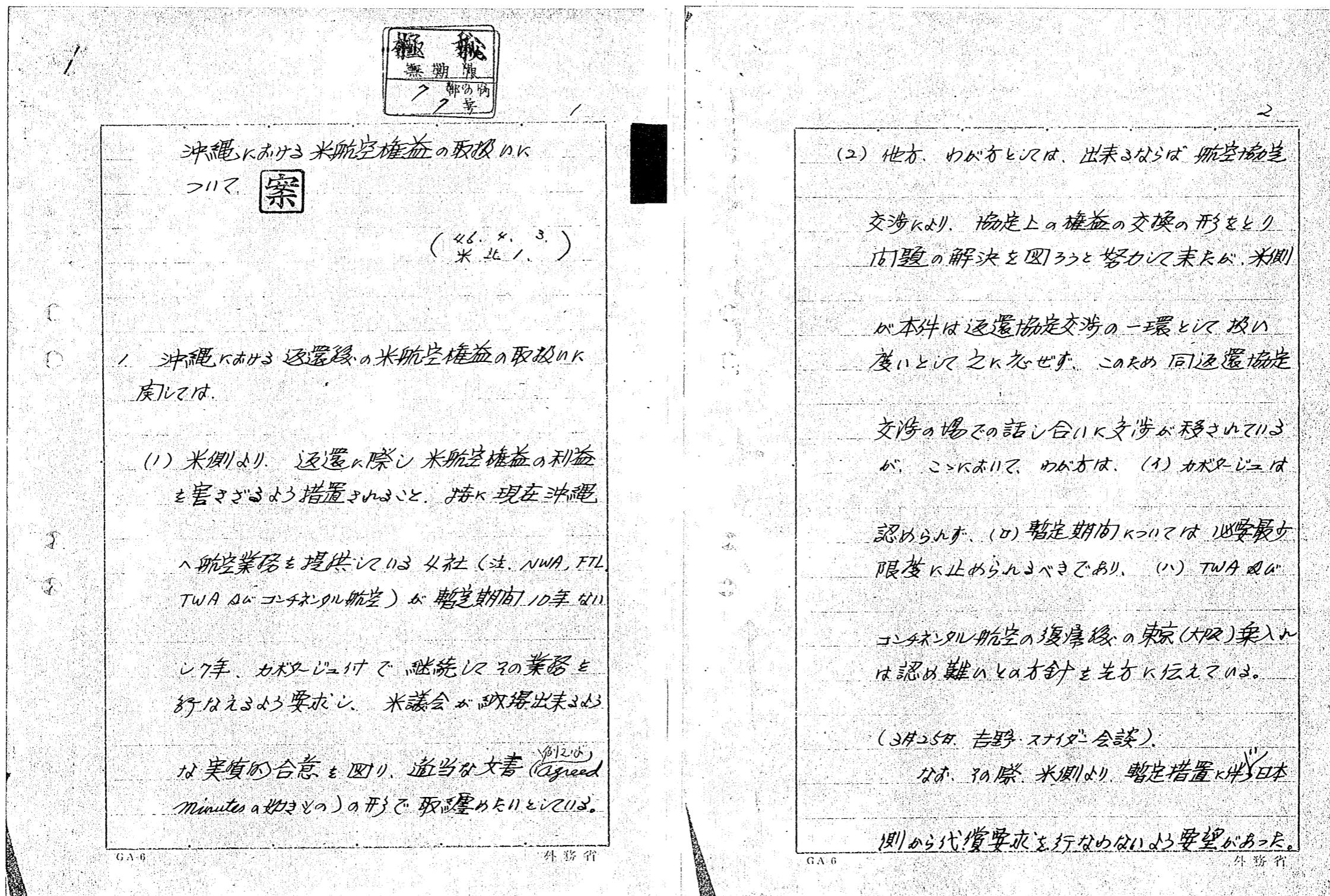
追々、同審議會は当初 4月19日より行な

く出張する可能性がある旨由來と、本件判決
との関係もあり、一方本国にて待機すること

す由である。(4月2日 上田外務司)国際課長談)

GA-6

外務省



② 今後の内閣題実及び対応方針

(1) 返還協定交渉と大詰めを迎えていようと、
当面の内閣題実は

(イ) カボタージュを認めないと、暫定措置の
期間を3ヶ月とする。

(ロ) 暫定期間の長さとの関係において、3ヶ月の
代替償の権益を認めることとする。

(ハ) 暫定措置をどの様な形で取扱めるか、
のうち、しばらくすると差し迫ると、返還協定

署名とのタイミングとなり、先ず譲渡レベル以上で
運輸省が立ちと打合せ、それに基づき日本

交渉を進めることとなる。

(2) 日本運輸省との了解事項

最近の返還交渉の進捗状況と方針

④ 航空交渉との関連に医療するとは、内閣題実

の解決を難航しきり、かつ暫定措置の方針決定が
遅れるほど、全般との関連でより長期の措置を

要求され不利となる見通しがあることを説明し、
今後の交渉を進める上、次の3点

につき、あらかじめ了解を得ておいてください。

(イ) カボタージュについて認めない方針で頑張

ることとする。(最大の内閣題実)

(ロ) カボタージュなしの暫定期間の長さは、必要

限りの期間で止めよう。最大の努力を払
う。返還後、2~3年内で合意するには

難航の状況となつてボリ、交渉の推移が不
透明5年前程度まで認めねばならないとい

う。運輸省の意向を固めておいてもらうこととする。

5

[たゞ、の際 長期(5年) に亘る場合は、代償の

権益を要求する姿勢を示すことによって期初に交渉
を図るより努力すると、代償は期初に得ない」と

(必要に応じ)

につけて了解を得ておいたとす。]

(11) 取締めの形式につけては、実質事項に亘りは

対米交涉により検討すべきと、一方①暫定措置
の取扱いとする日本政府から米政府との

(案別添)

書簡形式により原則の合意を図り、②その後
必要に応じ航運専門家を交え、外交交渉の場

において、合意の内容を航運協定の附表および
必要な場合には附表の付属文書の形式の書

類より具体化せよ」とし、これを沖縄返還の日
と同日付の外交上の公文の文頭により是れをさせ

ることと考へられた。

G A 6

外務省

6

(3) 対米交渉方針

(3) 上記(2)の運輸局の了解が得られ次第、
次により暫定措置につき交渉を行なうことをする。
(ライン)

- (a) カボタージュは認めない。(従来の方針の確認)
- (b) 暫定期間につけては、出来き限り天皇其のもの。

例えば 2年以内 2年半 から提案し、下記(d)の
内題へも言及しつつ西側に ~~最短~~ 最少限の

期間に止めるより努力する。

たゞ、先方の出方如何により最大限5年

まで合意を図ること止めると解なり。

(c) 暫定措置の内容は、現行航運協定

路線3の運営及びカボタージュを除き、現状
通りの路線形態の下で、以降の進捗運航

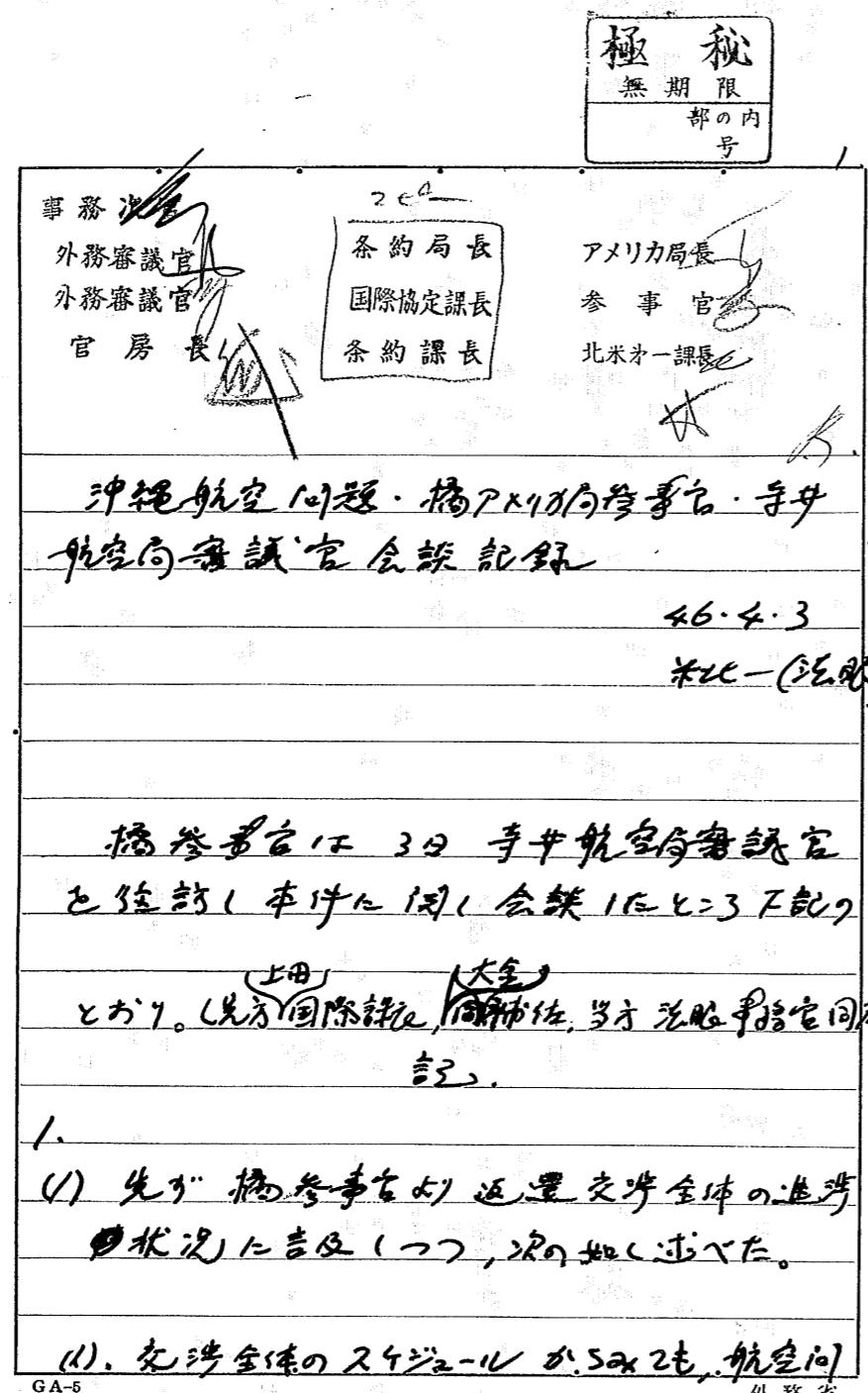
を認めた用意である。

G A 6

外務省

<p>1</p> <p>なお、その後の内閣閣議については、折衷協定 に基づき協議する用意があることを適宜説 明す。</p> <p>(d) 合理的な暫定期初中の収益については、 現状凍結という性格上、折衷協定上の利益 としては見当しない旨説明することは差支えないと。 (暫定期初)を短かでする(交渉ある時)取引 長期的の暫定措置を要求された場合は 計算に入り代償の権益を認めざまと 得ないことを適宜強調することとする。 又、運航便数についても一基目(例え ば、運送協定署名の)現在の便数以上は 認めないとあることが、暫定期初短縮 上有利からして適宜主張することとする。(注)</p>	<p>P</p> <p>1959年の合意議事録の摘要への備合は、審査 上増便は自由に多い。)</p> <p>(II) 被米交換は、先が課長レベルで予算の交付 ✓ を行ひ、順次上のレベルの交渉へ上り、最終 的には大臣レベルで暫定措置の原則の合意 を図ることとする。</p> <p>(八) 取扱いの形式については、実質事項のメモ ✓ がつき次第具体的に検討すべきとし記 (2)(八)の形式を参考ており、最終的には 折衷協定附表の修正(即ち、次の英文表三 合む)の形を参考しては旨説めし、左方の意向 を適宜打ち替へることとする。</p>
--	---

 <p>(沖縄返還後の米航空権益の取扱い に関する日本政府の書類案)</p> <p>(46. 4. 3.)</p> <p>書類をとつて答上いたしました。</p> <p>日本政府は、沖縄の施政権返還へ向けて、 沖縄における米航空企業(複数)の取扱いの問題に ついて、次のとおりの措置をとる用意があることを通報 します。</p> <p>1. 現在沖縄で航空業務を提供している米国の 航空企業について、那覇と大隅/東京間の カタログ化を除き、沖縄返還の日より---年まで (又は---年---月まで)、継続してその業務 を行ふことを認める。</p> <p style="text-align: right;">(名前人)</p> <p style="text-align: right;">(差出人)</p>	<p>2. 上記1の期別後の業務については、日米民局 航空運送協定に基づき協議する用意がある。</p> <p>昭和46年 月 日</p>
---	--



861

2.

題を今後復率までは米側との話し合つておこなうべきである。一方、航空問題の手帳論外
ながるい出で(主張)他の政治的(?)問題(?)もあ
VOAや基地)と行き合せにならなくては望ま
い。成り。

(1). 本件は今年に入り2月5日追尾まで(6月2日)
双方「T-5日会合」の形にてなつて3月1日、4月10
の幾度マイヤー会談もありとも、米側は
カボタージュ付きの暫定期間10年を要す
12か月、特と進めたため6月日本側は7月23
(最終的) 提案了の時期に至る。

(2). カボタージュ付きのT-5日
著、カボタージュは絶対
認めない、という方針と置く場合に付
(かぎ)方針。

GA-6

外務省

3

2年や3年程度の期間で止まらず、相当長い期間の暫定期間をなしておこなう。

ある。米側に対する提案のヤシチには色々ある
うち、「よし」と云は 5年は覚悟に入られた

は「なるまゝと思ひやう331」、枕空局で12月
25日。

(結局)のところは日本側の「はる」の10倍だったらしい

(2). 上記に付し、宇都宮議院より次の通り答えた

(4). 日本機12件 [] 沖縄航空17件

を航空協定のめぐらの内に解決した」といたり、
これは無理であるというところはうつた。

(2). 三二二、沖縄の国際航空路網とその価値引

下記の手帳を固定の場所に持込みたい
貼る ~~部~~ そのためには、暫定期間を提出

4

まだ「アダム」たった5元213。

(4). 他方、ウチヨーディーは19と12を読むのが難く、後、2

若く半側面「カドタージュは要丸」(左・右)、39代、碧玉粉引瓦井口(12枚)、「要丸」

拉開一二，個人的見解は“お”，5年といふ
暫定期間が止むことを待つと思ふ。カトウ

が“なづれは”5年といふ期10才自ら(争#)個人
ひとつは「まああ、だ」という気がする。

三. ~~航空~~ 10) 過去連續歩の他、10) 過去
過去2つを並べてきたと思うの? P x 117

⑧ 答前より
(答前) かい子暫定
其の向ては受けに場合
他にちがひは國連事務と
むらの上などうは明確に
よいか、取扱い方で
よつて、就り、類似似
もつていては中央銀行
? 取扱いからうる
~~主~~ 主どりの
には取扱い方で
うは連絡工況のうる
2) 例、銀行等の手形
中184もつくとく5年
場合に84一个手形
決済のことをもなべ
種室、暫定を拿
決済はに審査ヨシにて
行ふるへしニ答前
有い事。)

2. ~~次に~~ ~~子中審議会~~ ~~の~~ ~~暫定期1回~~ ~~の~~ ~~長さでの~~
~~開通式~~ ~~参加半径~~ ~~の~~ ~~付帯を引き出せ~~
~~(これが運営となる場合には)~~

5.

ないかと述べたのを、当方より、半側と12月
「沖縄を日本に返還すること自体が、2月2日
somethingだ」と当方より答えた。3月の2日、
代償を要求した。何を出せと答えた。

3. 寺井審議官より、早速、~~連絡者~~連絡者と
12の方針を固め、2月2日でござつた。自分
（おれは）
（4月5日午後10時まで）スリニアに出向く。
~~連絡者~~不在なのを、3月間は連絡者内部で方針
をつめつつ、外務省では事務的とこれまでの
問題点等を整理しておいた。12月
より始まる週早々に外務省と寺井審議官
と12の方針（~~を~~）を決定、3月上旬米側
を訪問して、
と折衝するところ如何と述べたのを、
稿参考室官より、米側で12月本国へ説明する

GA 6

外務省

6.

時間も必要である（時間もかかる）、2月2日
ことたまに寺井審議官は連絡者に連絡
（もあるの）
方針を出された。アマカ内から航空局へ
たらいた。（アマカ内から航空局へ）
話すことでも結構であり、また連絡
次官に12月何時とも説明する旨答
えておいた。（米側と最終的に）（ニイズ）
4. 最後に寺井審議官より、合意する際の方針は
どうなつたのかと聞かれたのを、当方より、それは
今後つめるべき問題などを米側は返還協定準備に含めて
(米側と)
はっきりつかないが、航空協定の附帯の修正をも含めた形のサブルート
のようなものを作成することを要すとしたうと
答えておいた。

GA 6

外務省

極秘 無期限 部の内 号		
事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	2e ^a 委約局長 国際協定課長 委約課長	アメリカ局長 参事官 北米オ一課長
沖縄航空問題・橋アメイカ参事官・手交 防空向海議・官会談記録		
46.4.3 *EC-(3会見)		
橋参考官は3日 手交航空会議室 に出席し、本件に関する会談1Eと2Eに出席。 (上田) 大会 とおり。(先方国際課長、同席佐、当方法務手交官同席) 記。		
1. (1) 先づ 橋参考官より返還交渉全体の進捗 状況を言及しつつ、次の如く述べた。 (1). 交渉全體のスケジュールが5月2日、航空向		

吉野内記
摘要事務官
半井一之
佐藤重陽官員
沖縄班長

田中支局

町田運輸次官よりの説明
(沖縄支運金庫12月12日)は、10日(土)
11:00 12、摘要事務官・半井一之
(御承知)(御承知)
と行はれていた。

先方は、先ず寺井審議官室に
車へ乗せられて去了った。

山川

極
秘
無期限
部の内
号

条約課長
国際協定課長
国際経済課長
中野調査官

アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

沖縄航空権益問題と関する子葉北米オ課長、
八田航空課長会談記録

46.4.6
アメリカ局北米オ一課 (西中)

本日午後1時半、子葉北米オ課長は運輸省
航空局の八田国際課長を訪問し、本件に関する今後の
交渉方針について会談したところ、その要旨
下記のとおり。(なお、先方、大金課長補佐、伊東係長、
山口当方が出席、田中西事務官が同席。)

記

1. 先方、子葉課長より、先週末、格参事官より方針
GA-5 外務省

2
航空局議會へとお話し申されたとおりでありますと
前置きの人。
(1) 沖縄返還協定に於ける、仲間には実質的
合意が得られました場合、署名が達成
するに於ける米議会の審議が達成へことなり。
(2) 3333 ~~2333~~ 領事館問題 ~~問題~~ は、2月11日、米側と
具体的な交渉を開始する必要があり、3月4日回
会合を課長レベルで今週後半に行なうこと
となりました。なお、国際航空局から八田課長
(寺井審議官)も出席などと
なり、補佐の参加も得たと考えられます。
会合が成功すると算し。
(3) 八田が1回の米側との会合にあたり
かが方から、3月10日まで出立。即ち(3)が終了
完全に認められ、(2)期間は(3)が終了の
GA-6 外務省

されば) 最少限の額面であるとする。日本先方
より 3月の段階での会合をとめたか分らず、具体的な
公債償還額の提案を行なふ場合には、1年又は
半年と提案する。
(4) なお先の話を踏まえ、轉達期向は L レベル
で最終段階決済となることとする。最終的
には 5 年以内に日本が米側から受け取ることと
考へる。(なお、5 年以上と 11 年の場合は
どちらかと申せば、5 年と 11 年の間に
大きな差異なことと見て取らざりと考へる。)
2. これに加し、上田国際課長より、(1) カボチャジエ
なしで 轉達期向へつけて 10 月の段階でぶつけたので
日本は 所有者といひ是れと差支えなく、(2) 全圓半の

GA-6 外務省

時期と差支えなく、参加させていたゞく旨答えた
ので、千葉課長より、具体的日時へつけて
米側と打ち合せの人 連絡する旨述べた。(注)
3. その他 所有者側よりの頃向へされた。当方の
説明通り、概要は次のとおり。
(1) これまで先に云川出法方が損失といふ事で
対応したままであるが、即ち 現在のところ云川出
すことはないとの頃向へられたは、云々の事
ではあるが、先割改憲をひき、心理的圧迫感
を生ず。ボルは米側は改められては事なかりと
いふこと答えた。
(2) 転達指図の合意に達成した上は、財表修正の
形をとることの由から、⁽¹⁾ 財表修正には政財相の
合意がなければならぬが、その時の意見と同じい。現

GA-6 外務省

5

(口) 附表修正プロセス 所定当否の合意と113との
考え方など。(a)との復元については、(b)附表修正
の形で~~統一~~統めることを~~考~~考えて113と、~~他の~~
~~印~~印は言及しない(云々と長期の措置を考へて113
との印象を与える傾向ある)。~~また~~返送
協定には入らず。例、12月半ば引途合意の
書類と同様に113の公外務省の立場である。

(口) 先の話の通り、一般米系企業Kが112
要約・マニヤー書類のみり一定のアレンジを手
て改めた形をとりとが考へられており、所定112
と類似のとのが考へられる。米側との見解
話にかかるところなどと考えれ。

(3)(3) "no charge" の議論は、輸出規制の中のと
たのいとではあるかと質すと答へ。(b)輸出規制の中では

6

沖縄を除く日本海の路線権の再検討について
~~考へる~~考へる(千葉洋介)
ゆきE11とR11のとが考へる。(a)Kが112の
通りであり、(b)Kが112は、本來ならばこのとが
ことシカゴを要求したと云ひねばならぬといつて
あるが、返送条件の場合は輸送手段の問題となる
(3)(3) (沖縄と船の航行)
112. いふ。輸出規制の中であって、路線権
の改訂文書は可能であり、セガナリ渡しと思之
旨答えた。
4. 以上の地、航運事項(那覇空港内問題)K
つき意見交換の後、航運会員(大金浦施設)より
運輸省の部隊干渉を説明しておきたいとて。
(1) 遠洋の経験と今後のへ所定の長へ説明し。
と長から次へ説明すれば考へ113が、全般
との航運が分らぬので アメリカ商長
外務省

次回の説明会は全般について
事実より、~~説明会は11月1日、午後~~
説明会は、11月10日(土)午前9時から午後4時まで
~~同席するにいたるまでの間~~ 10日(土)の終るまでの間
12時までに終りたい
当方より、議題の範囲の内川口の連絡を終
説明会は、午後3時までに終
説明会は、午後3時までに終
時間調整12時

GA-6 外務省